

新型コロナウイルス 感染防止ガイドライン ショップ編

2020年11月5日作成
2021年6月7日改訂
2021年10月8日改訂
2021年11月4日改訂

公益社団法人 日本アロマ環境協会

目次

1. はじめに	P.3
2. 基本的な考え方	P.4
3. 感染対策（衛生確保・感染防止策の実施）	P.7
① スタッフ	P.7
② 店舗	P.8
③ 接客	P.8
④ レジ及び金銭授受	P.9
⑤ 店頭でハンドトリートメントなどを行う場合	P.10
⑥ ワークショップの開催	P.11
⑦ トイレ	P.11
⑧ スタッフの休憩スペース	P.12
⑨ 清掃・消毒	P.13
⑩ 換気	P.14
⑪ ゴミの回収	P.14
⑫ 職場における検査の活用	P.15
⑬ 会議の開催	P.16
⑭ その他の場面での注意	P.16
4. 感染者が発生した場合の対応	P.17
5. おわりに	P.18
6. 参考資料	P.19

1. はじめに

本ガイドラインは、アロマセラピーショップにおける新型コロナウイルス感染症拡大予防対応の参考とするために作成したものです。

新型コロナウイルス対応については、国の専門家会議で示された基本的な考え方や留意点を踏まえ、各事業のリスクを評価し、リスクに応じた対策を講じることが必要であるとされています。

また、コロナ禍の事態が長く続くことも念頭に、感染拡大を予防する新しい生活様式（厚生労働省ウェブサイト）に移行していく必要があります。

本ガイドラインは、専門家会議の基本的な考え方や関連した業種別のガイドラインを参考に、東京医科歯科大学 医学部附属病院 感染制御部 貫井陽子部長のご意見を踏まえ作成したものであり、都度見直すものとしします。

2. 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症予防のためには、主な感染経路である接触感染・飛沫感染・マイクロ飛沫感染を防ぐことが重要です。このため、このような経路からの口、鼻、眼などの粘膜へのウイルスの侵入を防ぐようにしましょう。

なお、感染防止策については、デルタ株等の変異株の拡大を踏まえ、これまでの対策をさらに深化させる必要があります。

■ 3密を避ける

- 密集（多くの人が集まる）
- 密接（間近で会話や発声をする）
- 密閉（換気が悪い）

3密のいずれかに該当する場面では、一定のリスクが避けられないことから、密集・密接・密閉のいずれも避けるよう日頃から徹底する

■ 感染を予防する

- 新型コロナウイルスを疑う症状がある方やクラスター（集団感染）が発生したとされる場所を訪れた方など、症状等のある方^{（注1）}の入場制限
- 必要に応じて、入場時に検温を行い、発熱症状等のある方の入場をお断りする
- お互いのマスク着用、共同で触れるものの消毒、換気を徹底

- マスクを着用していない場合や、大声を出す方がいた場合等、個別に注意等を行う
- マスクは正しく着用する（①鼻と口を確実に覆う ②ゴムひもを耳にかける ③隙間がないように鼻まで覆う）
- マスクは品質の確かなもの（出来れば不織布）を着用する
- 手指衛生を徹底する【手洗いは、液体石けんを使い丁寧に正しく行い、手洗いが困難な場面ではアルコール製剤（70%以上のアルコール成分を含有するもの）またはベンザルコニウム製剤（0.05%以上）などによる消毒を行う】
- 環境衛生を徹底する（上記アルコール製剤、次亜塩素酸ナトリウム、次亜塩素酸水、亜塩素酸水、界面活性剤を含む洗剤などを使用する）。清拭の際は、テーブルなどで布巾を往復させず、一方向に拭く
- 口、鼻、眼の粘膜からのウイルスの侵入を防ぐために、手で顔に触れないようにする
- 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの利用を奨励する

※詳細は本ガイドラインを必ず参照してください。

(注1) 次の症状がある方、該当する点がある方（症状等のある方）

発熱（目安として37.5°C以上、または37.5°C未満でも平熱より高い場合）または全身倦怠感、頭痛、のどの痛み、関節痛、筋肉痛、鼻汁、鼻閉、咳、呼吸困難、胸部の不快感、味覚・嗅覚障害、腹痛、嘔気、嘔吐、下痢など新型コロナウイルス感染症を疑う症状のある方

過去14日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等への渡航者の方、並びに当渡航者との濃厚接触がある方

過去14日以内に、新型コロナウイルス感染症のクラスター（集団感染）が発生したとされる場所を訪れた方

同居家族や身近な知人に新型コロナウイルス感染症が疑われる方がいる方

3. 感染対策（衛生確保・感染防止策の実施）

① スタッフ

- スタッフは、毎日検温し、「2. 基本的な考え方」に示された症状があるか、該当する点があるか確認の上、当てはまる場合には出勤前に上長に報告し指示を仰ぐ
- 手洗い・手指消毒を徹底する
- マスクを正しく着用すること（隙間なく着用し、着用中はマスクに触れないよう徹底し、使用後はマスク本体に触れないようにして耳からゴムを外し廃棄する）
- マスクは品質の確かなもの、出来れば不織布
- マスクを着用していてもお客様と近づき過ぎないように配慮する
- フェイスガード等を使用し眼への飛沫の侵入を防ぐなどの工夫をする
- 新型コロナウイルス感染症の疑いのあるお客様を接客した場合は、以後他のお客様の接客はしないで直ちに上長に報告し指示を仰ぐ
- 大声は避け、マスクを着用していても会話は短く切り上げる等の対応が望ましい

② 店舗

- 入口に手指消毒剤を配置し、手指衛生の徹底を促す
- ドアノブ、ディスプレイ、接客コーナー等、お客様が触れる箇所は、お客様来店毎に、あるいは1時間に1回の頻度で消毒する
- 来店されるすべてのお客様にマスクをしての入店をお願いする
- お客様が新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈している場合には、入店の自粛を求める
- 買物カゴのハンドル部分など、顧客や従業員が手を触れることが多い箇所・機材等は定期的に消毒を実施する
- 必要に応じて来店人数の制限を行う

③ 接客

- 接客時及びカウンセリング時にはお客様との対面を避け、フィジカルディスタンス（1m以上、出来たら2m以上）の確保を心がけること精油等のテスターは、スタッフが試香紙につけてお客様に嗅いでもらうなどの工夫を行う
- 飲料等の試飲販売はしない



④ レジ及び金銭授受

- レジ前や入店前など店舗内外で顧客が列に並ぶ際には、床に目印を付すことや掲示・アナウンスの実施などにより対人距離の確保を促す
- 飛沫を避けるため、透明間仕切り等で遮蔽すること
- 透明間仕切り等を設置する場合は、透明間仕切り等がスタッフや顧客に触れないように注意する
- 透明間仕切り等の飛沫防止用のシートについては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）に配慮する
- 現金の直接的な授受を避けるため、可能な限りキャッシュレス決済を導入するか、キャッシュトレイを使用する
- 対応前後には必ず手指衛生を行う
- お客様の手が触れる可能性のある部分は、事前に消毒を済ませておく
- 会計の際に使用した、カードリーダー・タブレット・キャッシュトレイ、筆記具等も、対応後は消毒を行う



⑤ 店頭でハンドトリートメントなどを行う場合

- 机・椅子等は、使用の都度消毒する
- お客様の皮膚が直接接するリネン類、用具類は、使い捨ての物を使用するか、素材に合わせた消毒法でお客様毎に消毒済みの物と交換する
- ハンドトリートメントの施術などを行った場合には、施術の前後に手指衛生を徹底し、施術中も必要に応じて手指消毒を行う
- 使用したトリートメントオイル、精油、化粧品などの容器は、必ずお客様ごとに消毒をする
- 器具及び布巾類は、「消毒済みのもの」と「使用済みのもの」とを区別し、それぞれ一定の容器に収める
- 施術に伴い生じるゴミや汚れた物は、その都度蓋付きの容器に捨てる
- 新型コロナウイルス感染者発生時の速やかな対応のため、お客様氏名、連絡先などの記録を行う



⑥ ワークショップの開催

- 参加者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、店舗内の換気等の適切な感染防止対策を講じる
- 講師と参加者、参加者同士の至近距離は避け、互いに向き合わない方向などを工夫し、できれば、最低 1m確保するよう努める
- 講師および参加者は、マスクまたは、マスクとフェイスガードを着用する
- 参加者の入れ替え時には極力時間を空け、こまめな換気や、設備の消毒・清拭を徹底する
- ワークショップなどで使用する材料、道具などは共用せず、専用のものを用意し、ワークショップの終了時には消毒・清拭を徹底し、使用済みのものと分けてラベルを付けて管理する
- 手指衛生の徹底を図る
- 新型コロナウイルス感染者発生時の速やかな対応のため、参加者名、連絡先などの記録を行う
- 大声は避ける

⑦ トイレ

- 利用者が接触する場所は、清拭消毒を行う
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する
- ハンドドライヤーは止め、ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する

⑧ スタッフの休憩スペース

- 入店前と退店後には手指衛生を行う
- 一度に休憩する人数を減らし、距離をあけたり、互い違いに座る等、対面で食事や会話をしないように気を付け、大声は避ける
- 共有するテーブルやイス等は定期的（使用前後等）に消毒し、換気に努める
- 感染防止対策を講じた飲食可能エリア以外での飲食を控えるとともに、飲食可能エリアにおいては、椅子を間引くこと等、人と人との十分な間隔を空けた座席配置、顔の正面からできる限り2mを目安に最低1m距離を確保することを含め真正面を避けた座席配置、テーブル上に区切りのパーティション（アクリル板等）を設置する
- 飲食時等マスク着用をしていない場合は会話を控える

⑨ 清掃・消毒

- 通常の清掃後に、多数が触れる環境表面を、開店前・閉店後に清拭消毒することが重要である
- 店舗およびスタッフルームの電話、パソコンのキーボード、タブレット、筆記具、レジ周りの備品類、冷蔵庫のドア、電子レンジの操作ボタン等も適切に消毒を行う
- 清掃時はマスクと使い捨て手袋を着用し、手袋を外した後の手指衛生を徹底する
- 巡回清掃の実施及び実施管理記録の保存を徹底する



⑩ 換気

- 1時間に2回以上、1回に5分間以上、窓やドアを開けて店舗全体の空気を入れ換える
- 換気の際は、2方向に換気・吸気ができる窓やドアを開放し十分な換気を確保する
- 機械換気ができる場合は原則常時換気を実施する
- 空気が流れが滞る場合には換気扇や扇風機を用いて空気の流れを作るよう努める
- HEPAフィルタ式空気清浄機やサーキュレーターを補助的に活用することを検討する
- CO2測定装置の設置と常時モニター（1000ppm以下）の活用を検討する

⑪ ゴミの回収

- ゴミを回収する際は、マスクや使い捨て手袋を着用する
- マスクや手袋を外した後は必ず手指衛生を行う
- ゴミはビニール袋に入れて密閉し、口を縛った状態で廃棄する

⑫ 職場における検査の活用

- 寮などで集団生活を行っている場合や、従業員同士の距離が近く密になりやすい職場環境など、クラスター発生の危険性が高い職場環境では、定期的なPCR検査や有症状者の抗原簡易キットの活用について、以下を参照し検討する。

令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>

令和3年6月25日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf>

⑬ 会議の開催

- 3密を避ける
- 換気、フィジカルディスタンスの確保、短時間開催
- マスクの正しい着用
- 必要に応じ、オンライン会議等を活用

⑭ その他の場面での注意

- 仕事で移動する車中をはじめとしたその他の場面においても、マスクを常時正しく着用すること、大声や長時間の会話を控えること、換気の徹底、可能な限りフィジカルディスタンスの確保等を図る

4. 感染者が発生した場合の対応

参加者の名簿等を適切に管理するとともに、陽性者が出た場合には保健所の指示に従い、ワークショップ参加者等の名簿情報の提供を実施する



5. おわりに

万が一、新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合には、ショップとしての速やかな対応と倫理的な判断で、一時的に休業するなどの措置を取る必要があります。

また、迅速に対応し、事態の悪化を避け、積極的な感染防止対策を徹底することで、信頼関係をつくっていくことが大切になります。



6. 参考資料

■ チェックリスト（ショップ用）

分類	チェック事項	✓
全般	マスクを着用	
	手洗い・手指消毒を励行	
	入り口に手指消毒剤を配置	
	ドアノブ等の設備、タッチパネル等の機器を消毒	
	トイレのハンドドライヤー・共有タオルは禁止	
	レジに透明間仕切り等を設置	
	スタッフの健康管理を確認	
	ゴミの廃棄（回収時手袋着用、密閉して処理）	
開店	来店者数を調整	
	お客様に健康管理への協力を案内	
店舗	お客様にマスクの着用を依頼	
	フィジカルディスタンスを確保	
	スタッフは、必要に応じてフェイスガードを使用	
	ワークショップなどで資材等の共有は極力避ける	
	ワークショップなどの参加者の名簿等を適切に管理	
	備品・用具類は、使い捨ての物や消毒した物を使用	
	備品・用具類は、「消毒済みのもの」と「使用済みのもの」を区別	
	スタッフは、お客様との対面位置を避ける	
	精油のテスターは試香紙を使用	
	店舗内の換気（1時間2回以上、1回に5分間以上、窓やドアを開けて教室全体の空気を入れ換える）	

■ 首相官邸 感染症対策特集

感染症の基本的な知識や対策などを紹介

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/index.html>

■ 内閣官房

新型コロナウイルス感染症対策（支援策など）を紹介

<https://corona.go.jp/>

■ 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について

国民向けの情報や政府の取組などを紹介

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

■ 厚生労働省 新型コロナウイルスに関するQ&A

一般の方向けQ&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html#Q3

■ 厚生労働省 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

- 自治体の取組み（各都道府県の新型コロナウイルス感染症に関するホームページ）

以下のサイトの下方に自治体のサイト紹介

<https://corona.go.jp/action/>

- アドバイザー制度

事業者の取組への助言や研修動画の配信を行っている自治体もあります。東京都では以下のサイトに紹介されています（事業者向け感染拡大防止ガイドラインの徹底に向けた取組）。

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/index.html>

- 店舗における取組事例

公益財団法人流通経済研究所ホームページ

<https://distribute-dei-taisaku.jp/>

- 新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーリーボード、専門家会議の見解等をまとめた厚労省のwebサイト

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00093.html

- 厚生労働省 新型コロナウイルスに関する相談・医療の情報や受診・相談センターの連絡先

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

- マスクの正しい着用方法 厚生労働省「国民の皆さまへ」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html